

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 29 日

福岡地方裁判所第 4 民事部

裁判所書記官 原 田 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 14 日から 令和 8 年 10 月 21 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 27 日 午前 9 時 30 分 場 所 福岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 9 時 50 分 場 所 福岡地方裁判所第 4 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。同証明書の交付については、物件所在地の農業委員会にお尋ね下さい。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 29 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7,500,000 6,000,000	一括	1,500,000	83,250	0
1	2,400,000				
2	5,100,000				



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 糟屋郡篠栗町中央三丁目 | |
| | 地 番 | 4300番2 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 83.08平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 糟屋郡篠栗町中央三丁目4300番地2 | |
| | 家屋 番号 | 4300番2 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 29.42平方メートル |
| | | 2階 | 20.70平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 8月 3日

福岡地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 白 土 正 之

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Aが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 糟屋郡篠栗町中央三丁目 |
| | 地 番 | 4300番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 83.08平方メートル |
| 2 | 所 在 | 糟屋郡篠栗町中央三丁目4300番地2 |
| | 家屋 番号 | 4300番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 29.42平方メートル
2階 20.70平方メートル |



令和8年（ケ）第63号
令和8年6月16日受理
令和8年7月21日提出

現 況 調 査 報 告 書

福岡地方裁判所

執行官 田 中 知 之

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|--------------------------|------------------|--|
| 1 | 所 在 | 糟屋郡篠栗町中央三丁目 | | |
| | 地 番 | 4 3 0 0 番 2 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 8 3 . 0 8 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 糟屋郡篠栗町中央三丁目 4 3 0 0 番地 2 | | |
| | 家屋 番号 | 4 3 0 0 番 2 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 2 9 . 4 2 平方メートル | |
| | | 2 階 | 2 0 . 7 0 平方メートル | |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	福岡県糟屋郡篠栗町中央三丁目17番16号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 「種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本件建物を住居として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 「 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件2関係)		
占有範囲	■全部 ☐	
占有者	■A ☐	
占有状況	☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人 (■A (占有者) ■所有者 の陳述/■提示文書 (定期建物賃貸借契約書) の要旨		
占有権原	■定期建物賃貸借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期	令和7年3月23日	
最初の契約等	契約日	令和7年3月17日
	期間	令和7年3月23日から ■令和12年3月22日まで 5年間 ☐ 期間の定めなし
更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和 年 月 日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()
	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎月 金79,000円 (毎月末日限り翌月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金	■ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		
執行官の意見	■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	本件建物をAに賃貸しています。 隣地境界について争いはありません。 本件建物について、大きな損傷等はありません。 本件建物の契約内容は3枚目のとおりです。
■A (賃借人)	本件建物を賃借し、家族で住んでいます。 本件建物内でペットの飼育はありません。 本件建物について、大きな損傷等はありません。 本件建物の契約内容は3枚目のとおりです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 (接道等)
本件土地は、公図のとおり公道（無番地、公図上の表記は「道」）に接道している。
- 2 (形状等)
本件土地と隣地との境界付近には、ブロック塀、フェンス等が存在する。
- 3 (占有状況等)
本件建物の占有状況は、関係人の陳述、立入調査の結果等から、2枚目のとおりと認めた。
- 4 (損傷等)
本件建物には、特に大きな損傷等は見受けられなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R8年 6月16日 (火) 9:00 - 9:10	執行官室	建物図面請求
R8年 6月16日 (火) 15:40 - 15:55	福岡法務局 粕屋出張所	公図、地積測量図、建物図面等の調査
R8年 6月16日 (火) 16:30 - 16:50	物件所在地	現地特定、写真撮影 占有調査、在宅依頼
R8年 6月17日 (水) 14:00 - 14:10	執行官室	占有状況等について所有者に文書照会
R8年 7月8日 (水) 11:00 - 11:40	物件所在地	立入調査、写真撮影
R8年 7月15日 (水) 20:00 - 20:10	執行官室	占有状況等について所有者に電話照会
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者及び立会人を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注)チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

登記年月日：令和4年9月15日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年6月16日 福岡法務局 粘屋出張所

登記官

(8枚目)

A4判に縮小

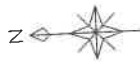
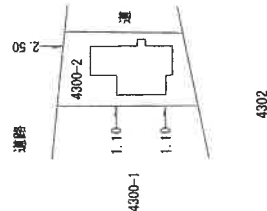
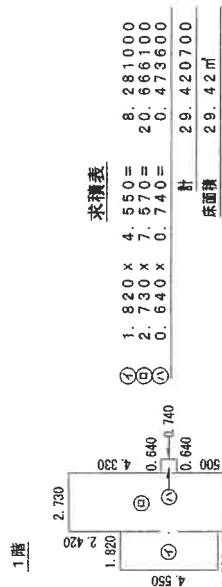
請求番号：13-5

各階平面図

建物図面図

家屋番号 4300番2

建物の所在 糟屋郡篠栗町中央三丁目 4300番地2



作成者

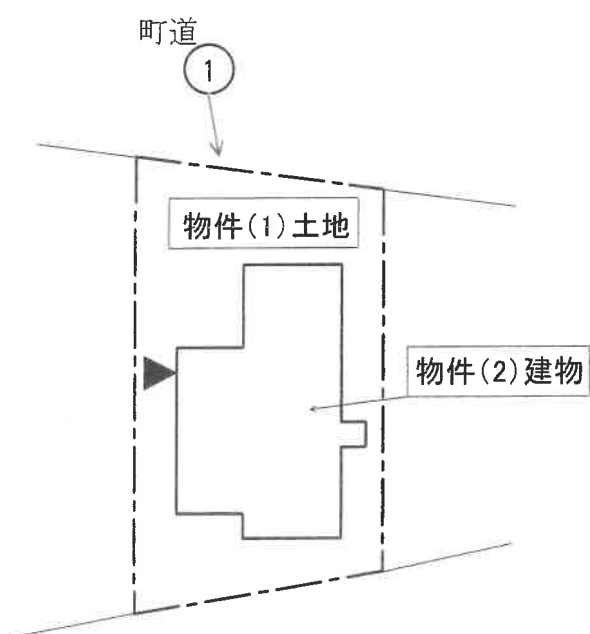
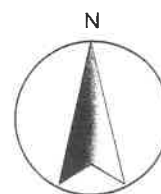
(福岡県土地家屋調査士会)

4年 9月 15日作成

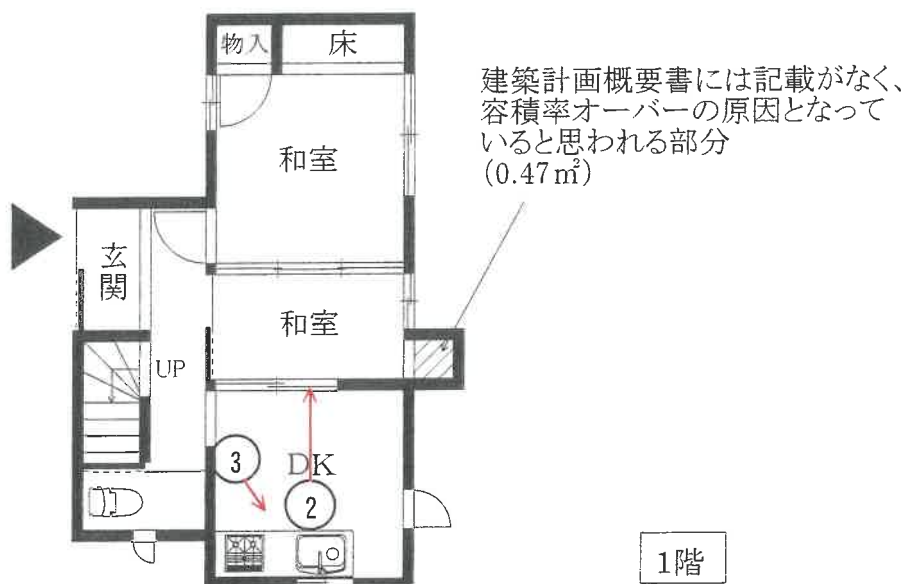
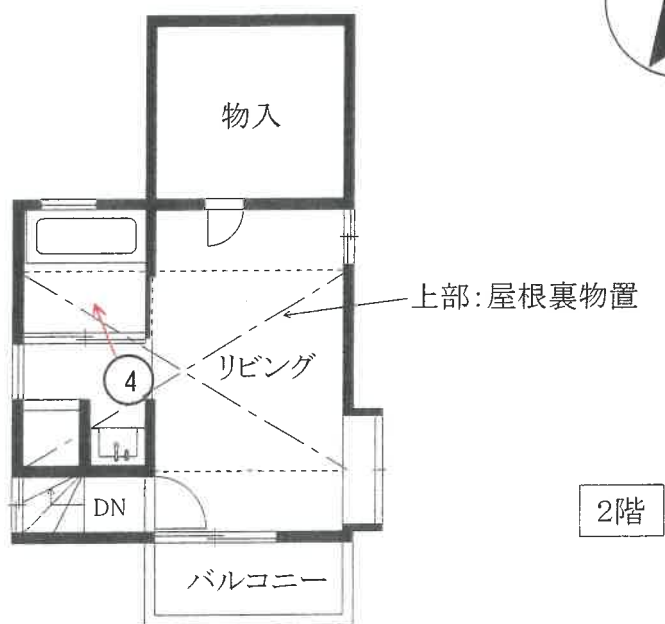
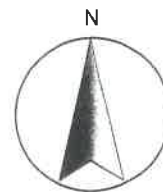
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500



写真撮影位置方向



No. 1

本件建物の外観を撮影



No. 2

本件建物の室内を撮影



No. 3

本件建物の室内を撮影



No. 4

本件建物の室内を撮影



令和 8 年（ケ）第 63 号
令和 8 年 7 月 8 日 現地調査
令和 8 年 7 月 22 日 評 価

福岡地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

吉 田 博 之 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 7,500,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 2,400,000 円
物件2（建物）	金 5,100,000 円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については、原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	糟屋郡篠栗町中央三丁目 4300 番 2 宅地 83.08 m ²	同左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	糟屋郡篠栗町中央三丁目 4300番地2 4300 番 2 居宅 木造かわらぶき2階建 1階 29.42 m ² 2階 20.70 m ²	同左
番号	特 記 事 項		
1	・数量については、現地の状況や建物の配置等により正確に確認できないが、公図があり、その図面と現地における状況がおおむね符合するので登記地積を採用して評価した。		
住 居 表 示		糟屋郡篠栗町中央三丁目17番16号	

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通 (直線距離)	J R篠栗線「篠栗」駅の南東方、約670m。 篠栗町福祉巡回バス「ヘアーサロンこだま前」停留所の南東方、約240m。 (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	篠栗町役場から550m前後に位置する郊外の住宅地域である。 なお、地域環境等が変化する要因はなく今後も現状維持で推移すると予測される。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	市街化区域	
	用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	
	建 ぺ い 率	40%	
	容 積 率	60%	
	防 火 規 制	建築基準法22条区域	
	そ の 他 の 規 制	外壁後退1m、建物の最高高さ10m、敷地の最低面積165㎡	
画 地 条 件	地 積	83.08㎡	(登記地積)
	形 状	ほぼ台形	(概ね公図のとおり)
	間 口	約7m	
	奥 行	約12m	
	接 道 関 係	一方路	
	そ の 他	—	
接 面 道 路 の 状 況	北側で幅員約5.3mの舗装町道と等高に接面（建築基準法第42条第2項の道路判定あり）。東側で幅員約1mの里道と等高に接面。（建築基準法上の道路に該当しない）		
土地の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり。		
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり ガス配管 : なし 下 水 道 : あり (注) 敷地内への引き込みを基準とし、「あり」とは引き込みが有る場合、「なし」とは引き込みが無い場合である。		
特 記 事 項	・現地調査、関係者等からの聴取及び官公署における公表資料を調査した範囲では、埋蔵文化財包蔵・土壌汚染をうかがわせる事実は認められなかった。 ・目的物件の存する地域は、敷地の最低面積165㎡の規制があるが、目的物件は平成7年の敷地の最低面積が規定される以前より宅地であったため、既存不適格扱いにより、建物の建築が可能となった。（篠栗町都市計画課にて聴取）		

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日（登記記載）：令和4年8月8日 新築 経 過 年 数：約 4 年 経済的全耐用年数：約 25 年 経済的残存耐用年数：約 21 年
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：かわらぶき 外 壁：サイディングボード張りほか 天 井：ビニールクロス貼、化粧石膏ボード ほか 床：フローリング、タタミ ほか 内 壁：ビニールクロス貼、じゅらく壁 ほか 設 備：電気、プロパンガス、給排水設備 等 そ の 他：特記なし
床面積（現況）	未登記の増築並びに滅失部分はなく、登記上の床面積とほぼ同様である。
現 況 用 途 等	現 況 用 途：居宅 間 取 り：2LDK （別添「間取図」参照。）
品 等	使用資材：普通 施工状態：普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり。
特 記 事 項	・建物に付属する各種設備については、動作確認までは出来なため、使用可能かどうか不明である。 ・本件建物には、洗面所から昇れる屋根裏物置（天井高1.6～3m）が存するが、この部分は面積に算入する必要があり、違法状態である可能性があるとのこと。（福岡県土整備事務所建築指導課にて聴取） ・建物は、登記上の地積と建物面積によると、容積率を若干オーバーしている。建築計画概要書によれば、建物の延べ面積は49.64㎡であり、容積率は59.7%となり、建築確認済証及び検査済証が交付されている。しかし、現状では、1階の東側に約0.47㎡の建築計画概要書に記載がない部分が存し、登記上は1階の面積に算入されており、これが容積率オーバーの原因になっていると思われる。

第5 評価額算出の過程

I 積算価格

1. 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	93,300	1.00	83.08	1.00	7,750,000

【注】計算結果の数値は、万円未満を四捨五入した。（以下同じ）

ア 標準画地価格：標準地「篠栗-1」の公示価格等を規準として査定した。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 104,000\text{円/㎡} & \times & \frac{105}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{117} & = & 93,300\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：補正要因なし 1.00

◇ 地 域 格 差：街路条件 接近条件 環境条件 行政的條件 地域格差
1.00 × 1.02 × 1.15 × 1.00 = 1.17

イ 個 別 格 差：補正要因
なし 個別格差
1.00 = 1.00

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態、将来発生する解体費用等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物の価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	190,000	50.12	0.69	6,570,000
			合計	6,570,000

ウ 現価率：（定率法）

減価修正にあたっては、耐用年数に基づく方法のうち定率法を採用し、それにより求めた現価率を基本として、これに観察減価法による補正を施して現価率を査定した。

$$\frac{n}{N}$$

$$\text{物件2：} \quad R \times (1 \pm q) = 0.69 \times 1.00 = 0.69$$

項 目	物件区分 物件2
R : 残価率	10%
n : 経過年数	約4年
N : 経済的全耐用年数	約25年
q : 観察減価法による補正率	0%

* 観察減価法による補正率は、保守管理の状態等を考慮。

2. 積算価格の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、下記のとおり積算価格を求めた。

(1) 土地利用権等の価格

番 号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	7,750,000	0.40	法定地上権	3,100,000
計				3,100,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

(2) 積算価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 (円) イ	積算価格 (円) ア+イ	価 格 割 合
1	7,750,000	－ 3,100,000	4,650,000	32%
2	6,570,000	＋ 3,100,000	9,670,000	68%
計	14,320,000		計 14,320,000	100%

Ⅱ 収益価格

総収益を粗利回りで還元して、下表のとおり収益価格を求めた。

総収益 (円)	家賃等補正	粗利回り	その他補正	収益価格 (円)
ア	イ	ウ	エ	$\text{ア} \times \text{イ} \div \text{ウ} \times \text{エ}$
948,000	1.00	10.0%	1.00	9,480,000

ア 総収益 : 年間賃料収入（現況賃料は「現況調査報告書記載」記載の通り）。

イ 家賃等補正 : 地域の標準的な賃貸条件と比較して割高・割安要素を勘案して査定した。

ウ 粗利回り : 近隣の収益物件の期待利回り及び当該不動産の収益の安定性等を考慮して査定した。

エ その他補正 : 専有部分の維持管理の状況及び不具合箇所並びに賃料水準の持続妥当性、空室率等を勘案して査定した。

《総収益の内訳》

賃貸状況	全戸数	1戸	入居戸数	1戸
	月額賃料	79,000円/戸	空室率	0%
駐車料	駐車台数	台	契約台数	台
	月額駐車料			
現況賃料	月額賃料収入	79,000円	=	79,000円/戸 × 1戸
	月額駐車料収入	円	=	円/台 × 台
	年間賃料収入	948,000円		

Ⅲ 評価額の判定

(1) 試算価格の調整

積算価格・収益価格が下記のとおり算定された。

それぞれの試算価格の有効性や当該物件の特性等を検討した結果、本件では、次表のとりのウェイトで考慮することが妥当であると判断し、本件物件の調整後の価額を下記のとおり査定した。

	占有減価修正前の 試算価格 (円) ア	占有減価 修 正 イ	試 算 価 格 (円) ア×イ	調整割合
① 積算価格	14,320,000	1.00	14,320,000	50%
② 収益価格	—		9,480,000	50%
調整後の価格	11,900,000円			

イ 占有減価修正 : 修正の必要は無い。

(2) 調整後の価格の各物件に対する案分

調整後の価格を各物件の積算価格の価格割合で案分し、下記のとおり案分後の価格を求めた。

番号	調整後の価格 (円) ア	価格割合 イ	案分後の価格 (円) ア×イ
1	11,900,000	32%	3,810,000
2		68%	8,090,000

(3) 内訳価格及び一括価格

案分後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施して評価額を求めた。

番号	案分後の価格 (円) ア	市場性 修 正 イ	競売市場 修 正 ウ	評 価 額 (円) ア×イ×ウ
1	3,810,000	0.90	0.70	2,400,000
2	8,090,000	0.90	0.70	5,100,000
一括価格 (合計)				7,500,000

イ 市場性修正：建物が違法状態である可能性があること等による市場性の減退。

ウ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

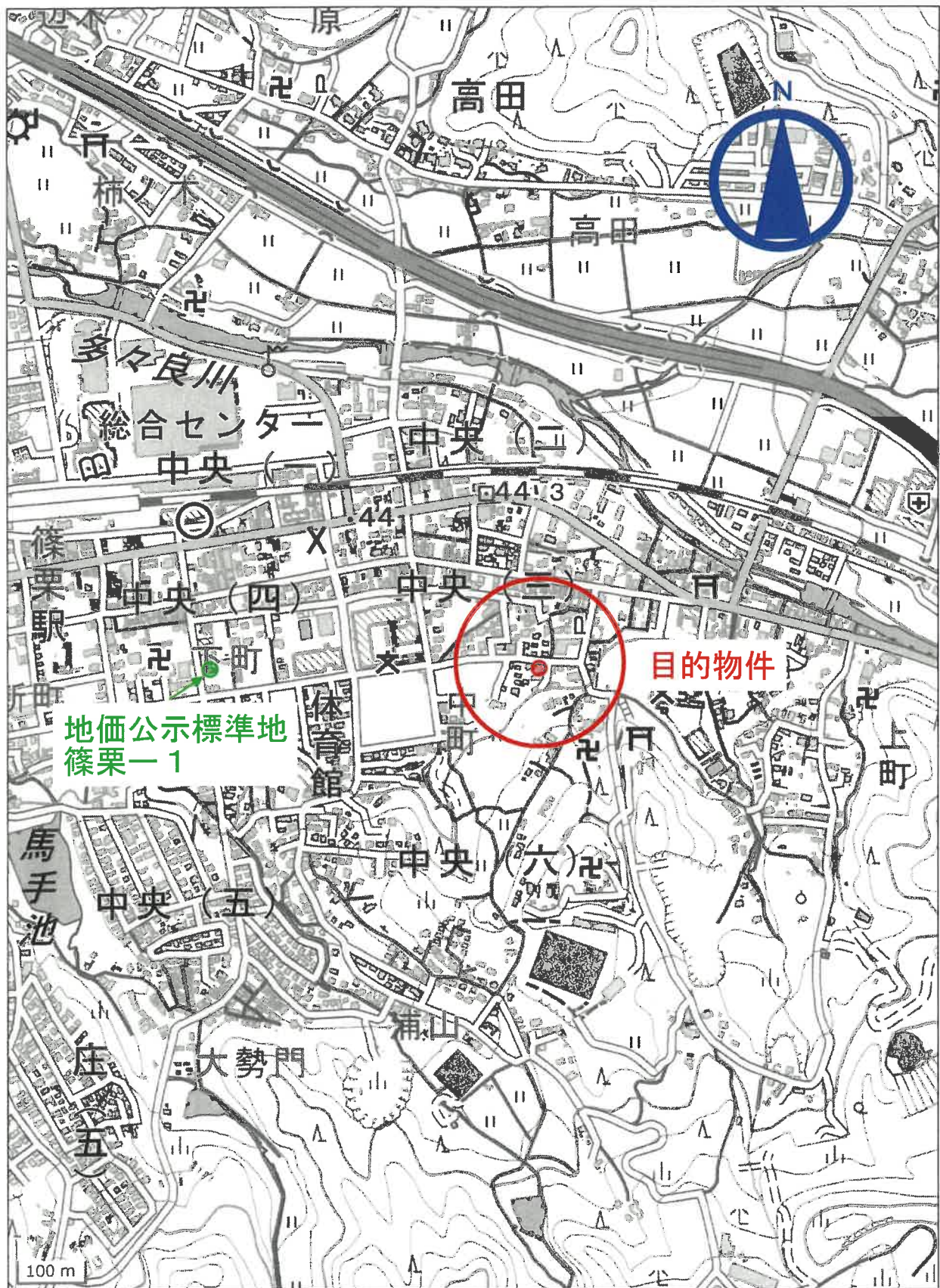
地価公示価格：標準地「篠栗-1」
所在：糟屋郡篠栗町中央4丁目4776番3
住居表示：中央4-17-41
価格：104,000 円/㎡（対前年変動率 8.9%）
価格時点：令和8年1月1日
地積：334 ㎡
地域の概要：中規模一般住宅が多い既成住宅地域
接面街路：西側幅員約 5.5m 町道
供給処理施設：水道、下水
位置：JR篠栗線「篠栗」駅の南東方、道路距離330m。
用途指定等：第1種低層住居専用地域（建ぺい率 40%、容積率 60%）

第7 附属資料の表示

1 位置図	2 葉
2 土地・建物位置関係図	1 葉
3 間取図	1 葉
4 現況写真	1 葉

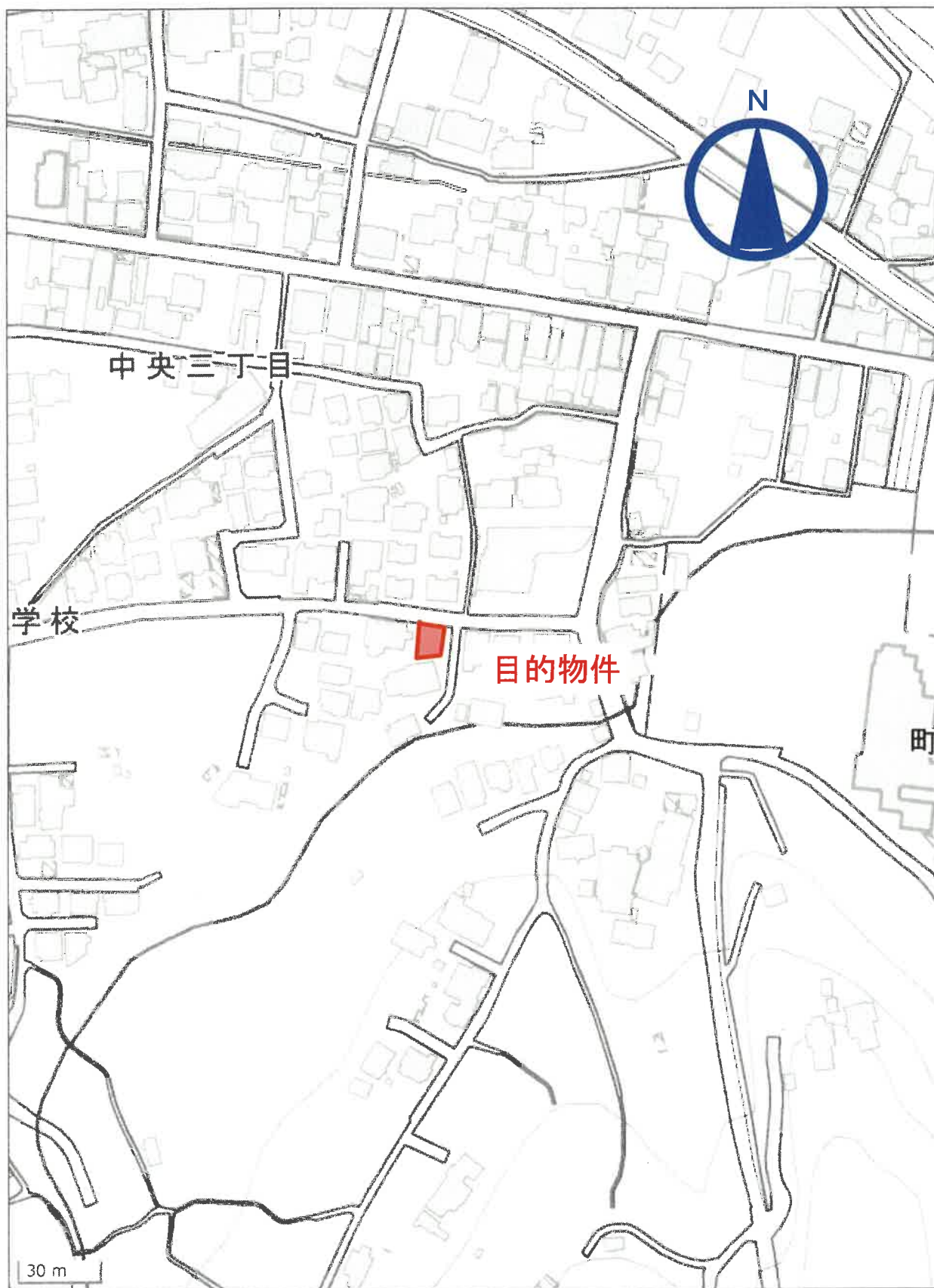
（BIT用は位置図のみ添付。その他は現況調査報告書を参照）

以上



位置図

「国土地理院 電子地形図（タイル）」より引用



位置図

「国土地理院 電子地形図（タイル）」より引用